



2023年3月7日

各 位

会 社 名 株式会社ムゲンエステート
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 進一
(コード番号：3299 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員 管理本部長 大久保 明
(TEL. 03-6665-0581)

(開示事項の経過) 過少申告加算税の賦課決定処分の取消訴訟

に係る判決に関するお知らせ

2021年4月21日付け「当社が提起していた更正処分等の取消訴訟等に係る控訴審判決に関するお知らせ」(以下「2021年4月21日付けお知らせ」といいます。)にてお知らせしました、同控訴審において言い渡された当社に対する過少申告加算税の賦課決定処分を取消す旨の判決に関し、昨日、最高裁判所において、同判決を取消し、同処分の取消しを求めていた当社の控訴を棄却する旨の判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

2021年4月21日付けお知らせに記載のとおり、当社は、2013年12月期ないし2015年12月期の各課税期間についての消費税及び地方消費税の更正処分(以下「本件更正処分」といいます。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といいます。)の取消しを求める訴訟を提起していましたが、第一審判決は当社の請求をいずれも棄却しました。

当社は、これに対して控訴を提起したところ、控訴審判決は、本件更正処分の取消しについては第一審判決と同様に認めなかったものの、本件賦課決定処分については取消しを認めたことから、国側が同処分の取消しを認めた控訴審判決について上告受理の申立てを行っていました。

昨日の最高裁判決は、上記控訴審判決(国側敗訴部分)を取消し、本件賦課決定処分の取消しを求めていた当社の控訴を棄却しましたので、これにより当社の敗訴が確定しました。

2. 今後の見通し

2021年4月21日付けお知らせ記載のとおり、当社は、本件更正処分及び本件賦課決定処分により追加納付が必要とされた税額を既に納付済みであり、2016年12月期以降については税務当局の見解に従った税務処理を行っていることから、今般の判決が今期以降の業績に与える影響はありません。

今後、開示の必要が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上